

時事新報

第二千七百一號
 明治廿三年六月三十日 月曜日
 舊曆庚寅五月十四日 (壬午)
 入部前四時三十分
 出部前四時三十分
 入部前二時三十分
 出部前二時三十分
 電話二二二二
 電話二二二二
 (西曆一千八百九十年)

時事新報定價
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價運送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 枚三錢 〇二箇月前金五十錢 〇三箇月前金一圓五十錢 〇六箇月前金三圓 〇一年前金六圓
 〇時事新報社より直接ニ購取ルモノニ限リ右定價ノ外ニ一月十五錢ノ郵送料ヲ申付
時事新報廣告料前金
 一行五箇字在在四行 一日限 二日以上 七日以上
 一行 〇 廿 十二箇 十一箇 十箇五箇

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便紙の代價を申受く可し

時事新報

米國生絲直輸出は細くも其命脈を繋ぎざる可らず

横濱なる同仲會社に去る明治九年頃より政府御用爲替の助を得て米國生絲直輸出を盛み來りたりしが政府會計法の更新に際し今度イヨク其爲替を引上げらるゝに就ては營業上忍び金融の行き詰りを生じ事宜に因りては多年仕來りの直輸出を廢するの已む可らざる場合と爲りたるに就き先般我政府に向て御用爲替を繼續するか若くは保證金を貸下るか兩條何れかの特典を得て直輸出の命脈を保続したし云々の情願を申入れたるに政府は其會計上於て斯かる金策を辨するを難んじ左ればとて多年獎勵したる生絲の直輸出を今日只今見殺しに爲すも本意に非ずイザ左らば横濱生絲商人に謀りて直輸出の道を立てんものと扱てゐる大藏大臣には此種横濱の生絲商人、資本等の諸氏を招て其意見と叩きたるならん蓋し大臣の所望にては横濱生絲商人をして金力を同仲會社に貸し共々その營業を繼續せしむるの手段に出でしりんとする者の如くなれども同仲會社の患ふる所は其金の少きに非ずして其利子の低き金の少なきと是れあり本來生絲は高價品にして之を取扱ふに多額の金を要すれども目下我國の有様にては資本は少く金利は高く諸商を苦しむに年利一割内外の金を使用せざる可らざれども海外諸國は則ち然らず金利一割に低くして通常三四分より四五分の金を運轉するを得るが故に今我商人が高利の金にて金高の生絲を内地に仕入れ之を海外低利國に送りて四箇月乃至六箇月の掛賣を爲し其市場に競争せんとするは數の許さざる所からん即ち從來政府に於て生絲直輸出業者に對し或は直接保證金を與へ或は御用爲替の便を供したるは成る可く低利の金を給して彼を生絲市場に營業せしめんとするに外ならず然るに今や政府に於て其會計法の更新に際し斷然保證の手を引き去り横濱生絲商人をして同仲會社を助けしめんとするが横濱生絲商人は之を助るに低利の金を以てせざる可らざれども同仲會社の人々も又横濱生絲商人と共に是れ日本と云へる高利國の商人にして通常その營業金に費して一割内外の利子を併せざる可らず尤も横濱生絲商人が生絲直輸出より生ずる利益

の利益を計算し今若し直輸出を停止すれば居留地外國商人は我元を減ふて益々我優勝手を働き其買取引上、我れに不利なると少ならず特に我生絲の産額に年々増加の勢あり隨て其販路を廣げざる可らざれ共今や米國市場には一方に歐洲絲、一方に支那絲の競争ありて我れ若し其處を示す時は彼れ直に之に乘じて販路を奪はんとするの恐もあり此時に當り多年生絲商賣に衣食したる我々國家の爲に利益を殺して大に直輸出を助け現在一割以上の金を四五分の間に運轉して甘んじて薄利を受く可しとて目前直接の營利外に公共義務心を振起するときは民間有志家の間に於て低利の金を得るも亦容易なるべしと雖も横濱生絲商人に斯る營利外の大熱心ありや尋常營利的の商人が其營利的の金を以て海外直輸出を振はんとするが其直輸出の利益高は元の儘に増減せずして徒に其利益を配當する金額のみを多くし當業者をして益々迷惑せしむるに至る可きのみ即ち今日當業者の所患は金を得るの難きに非ず低利の金を得るに於て大に難澁する者にして實際の低利の金は一個商人より得がたしとすれば御用爲替の便に於て若くは直接保證金に於て之を政府に仰かざるを得ず蓋し生絲販賣上の利益は全國養蠶製絲家は勿論、生絲商人全體に影響する者にして今我生絲輸入額を假りに三千萬圓と見做し其販賣法の不整頓より五分の利を得減するとあるも國の經濟上より見て百五十萬圓の損失を生ず可きが故に國産を擁護するが爲めにも商業を獎勵するが爲めにも政府が此種の事業に就き其保護法を講ずるは固より當然の事なるべく且つ從來の行掛に於て今日生絲直輸出の斷絶を坐視す可らざるの理由もあり旁々之を保護するに其辭なきを患へざる可し前日の紙上にも我輩の所見は記したれども政府内部の都合に於て今より斷然保護の手を引き彼の直輸出の存廢共に之を自然に任す可しと云へば是れ亦是非もなき次第にして事此に至らば我生絲直輸出業者は果して如何の處置に出づるか南無三寶、今は是れまでと覺悟して準備に應ずる所の存するが我輩の所見を以てするに今生絲直輸出を以て一に之を民間有志家に任せんとすれば内外金利の異同もありて充分に營業するに能はざるは固より言を待たざるが故に政府に更に方法を撰べて眞實熱心にして實力ある生絲貿易家に輸し愛に海外現況に就き通信を旨とする會社を組織して之を經營政府に出張せしめて市場の景況を探らしめ又此方より差懸はしたる生絲見本品に就き先方より注文ありたる者に限り之を直輸出する手順を立て社費は商況通信料として銘々之を分擔し極々輕便に店先を張りて賣りて處の患なりとも直輸出の命脈を繋ぎ置き以て他日を待つなどの願向も自から一案なる可し往昔阿蘭國のナポレオンに征せらるゝや我々輸出に於て其國旗を翻へし居たるを以て國の命脈を絶たざりしと云ふ今後我政府は生絲直輸出業者に對して如何の處置に出づるやを知らざれども政府も其處を救ふに意なく民間の生絲商人も亦

力及ばずして自殺の一刀イヨク其喉に迫りたらば我生絲直輸出業者は孤城落日、彼の阿蘭國の故例を學び極々小なる出店ありとも紐育府中に存し置きて店頭一竿の旭日旗、直輸出の命脈を絶たざるの覺悟なる可らざるなり

して目下既に内閣なる點を聞くに窃盜田野の作物を盗みかへにて其違警罪は甚しき料なるを更に高め一日以上十日以下したる杯は現行の四來窃盜を違警罪にして所にして既に昨昨なるが爲めに窃盜者益々發達する今日に於て疑はしき點なる上と判定するに於て可く朽かたたる茶碗一つも茶此見分けは随分の心にも其窃盜の心算可し元來田野の莫大を換へて云へば動物を防くの例は歐米の府の時代には所が所なからしめ間接に店頭に晒しある者物を盗む者は諸々を重罪に問ひしはば却て盜心を助けけ又違警罪の科料金壹のに非ずとの論も未だ可否の決定に云ふ

○海軍省の儉約 海軍の當局者は常に海防の不充分なるを憂へ何とぞかして其擴張を計らんと欲すれども一艘の軍艦を造らんとすれば忽ち二三百萬圓の大金を要し之を維持するには石炭の如き軍艦の動靜に依りて其高に著しき増減を來すものを除き乗組員の給料及び食費等の止むを得ざる經費のみにて年々二萬圓内外を下らず其故に七百五十萬圓位の經費預算總額にては思ふ十分の一だも其歩を進むる難はされども成るべく無用の經費を省いて最も有用なる部分に力を盡さんと近年著々其針路を取り既に昨年七月より下士以下の日常に改正を加へ以前甲乙丙の三等に別ち航海、軍港碇泊、上陸の三時期に應じて日常を給與したるを經濟度の相違に依りて其手當を増減し軍港に碇泊するときは之を與へざるもよしなし而して其手當は下士卒の俸給より一鐵砲を減じて以て之に充てしかば各軍艦も軍港に碇泊するを好まざるの傾を生じ其運動頻頻にして石炭等の入費に多少の増額を來したるも其代りに此俸給減額、日常改正の結果として各軍艦の運動に稍や自由を與へ其頃まで七艘内外の軍艦半うして運動し得たるものが今日にては三十餘艘の軍艦殆んど氣隨に艦を解くも全體の費用は其以前と略ぼ相同じきの利を見るに至れり併し前にも陳べたる如く各軍艦も軍港に碇泊するもを好まざるの氣味あるにや石炭食料等必需品の精入を急ぎ若し其間に合はざるときは何處そみまで後より送り與れと言放ちて出で往くものさへあるがため本省より其都度之を運送するに付ては若干の費用を要するに之斯る手數と費用とを省くには是非とも軍艦をして其精入をなさしむるに在るを以て一週間位を期とし其間の碇泊は航海中と伺はく日常を給するもよしさば幾分か其數亦かるべしとて目下當局者は於て其評議中なりと次に又被服の如きも是迄身分に應じ代金を以て附與せしかと本年度より原品を與ふるもよしなせし爲り年々四十萬圓内外も懸りしものが本年度は二十萬圓餘圓となり儲かに十三萬圓許の減額を生ぜり然かのみならず其新服を與ふるときは舊服を引換へ之を保存して旅備服となし戰時に用ふる都合なれば自今年を逐ふて旅備服の増加を致すべし右は已に條約の實を奏したるものなるが尙ほ更に進んで軍艦に必要なる物品即ち石炭の如きものを始めとしてあらゆる日用品の總金額を定めて大體の目安を立て夫より軍艦の構造の總金額の多少に依り此體には大凡そ是丈の費用を要すると云ふもどを見積り其品物は市中に於て之を買ふもどを許さず態度海軍倉庫に於て之を求めしむるもどとなさば必需品に過不及を生ぜざるべし是れ畢竟餘りあるものを以て不足を補ふ所の法あれば冗費を省き利する所少からざるべしとて當局者は目下其利害に付き精算中ありと云ふ

○英國皇子の買上豆 コンノト公は府下で種々の美術品を窓掛け及び卓子掛を密掛け及び卓子掛を國公使館に取纏めりへ贈送したりといふ

○佛國公使の別荘 伊香保へ別荘を新築するを以て來る七月五日各る由なるが近日各々の祝宴を催す由其別荘あり庭園も頗るあり

○既往十五ヶ年間 其來往の運送、雨量の如何は直接に農作物に今年春來の氣候は例より今年春來の氣候は例より今年春來の氣候は例より

○刑法の修正 山田司法大臣は熱心に刑法の修正を主張し此程既に其修正の條々を法律取調委員の評議に掛け例の如く随分議論も多かりしと雖も終に漸く版稿

本年六月の氣候は一月以上天打りからて温度上昇せし廿五日に於て三十三度九分を極上にして之に準ずる

○東京本年六月の氣候は一月以上天打りからて温度上昇せし廿五日に於て三十三度九分を極上にして之に準ずる

○東京本年六月の氣候は一月以上天打りからて温度上昇せし廿五日に於て三十三度九分を極上にして之に準ずる